

砂利採取法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十一号

砂利採取法施行細則の一部を改正する規則

砂利採取法施行細則（昭和四十三年広島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。
第四条を次のように改める。

（業務に関する報告）

第四条 法第三十三条の規定により知事（河川管理者である場合を含む。以下同じ。）が法
第十六条の認可を受けた砂利採取業者から徴する報告は、次の各号に掲げるものとする。

一 認可採取計画に定める砂利採取場の区域内において実施した砂利の採取に伴う災害の
発生に関する報告

二 その他知事が必要と認める事項に関する報告

2 前項第一号の報告は、同号に規定する災害が発生した後速やかに別記様式第五号による
砂利採取災害報告書を知事に提出して行うものとする。

第六条を次のように改める。

（砂利採取業者登録証明書の交付）

第六条 知事は、採取計画規則第三条第二項第五号の書面の交付を受けようとする砂利採取
業者から請求があつた場合において、当該砂利採取業者が現に知事の登録を受けていると
きは、これに別記様式第六号による砂利採取業者登録証明書を交付する。

2 前項の請求は、別記様式第七号による砂利採取業者登録証明書交付申請書を知事に提出
して行うものとする。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

書類の区分	提出部数	提出先
一 登録規則第二条の書類	正本一通及び写し一通	土木局総務管理部技術企画課
二 登録規則第四条の書類		
三 登録規則第五条の書類		
四 登録規則第六条の書類		
一 登録規則第十条の書類	正本一通	砂利採取場の所在地を管轄する建設事務所（当該所在地が建設事務所の支所の担
二 登録規則第十二条の書類		
三 登録規則第十四条の書類		
四 第六条の書類		
一 採取計画規則第三条の書類	正本一通及び砂利採取場が所在する市町の数に三を加えた数の写し	砂利採取場の所在地を管轄する建設事務所（当該所在地が建設事務所の支所の担
二 採取計画規則第四条の書類		

<p>一 法第二十条第二項の書類 二 採取計画規則第五条の書類 三 採取計画規則第六条の書類 四 第四条第一項第一号の書類</p>	<p>正本一通及び写し一通</p>	<p>当区域内である場合は当該支所、当該所在地が広島港、小用港、大柿港、鹿川港、中田港及び三高港の港湾区域、草津漁港、五日市漁港、美能漁港、畑漁港、深江漁港及び柿浦漁港の漁港区域並びに広島市似島海岸（地先海岸を含む。）内である場合は広島県広島港湾振興事務所</p>
<p>一 第四条第一項第二号の書類</p>	<p>知事が必要に応じて定める通数</p>	

別記様式第三号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 2 条関係)

業 務 主 任 者 証 明 書

平成 年 月 日

広島県知事 様

登録申請者
住 所 名
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

㊞

次の業務主任者は、登録申請者本人又はその従業員であつて、次の事務所に配置していることに相違ありません。

事務所名	ふりがな 業務主任者氏名	生年月日	合 格 定 番 号	区 分		
				本人	役員	使用人
	・ ・	県 号			
	・ ・	県 号			
	・ ・	県 号			
	・ ・	県 号			

- 注 1 区分欄は、該当する箇所に○印をすること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第六号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

砂 利 採 取 業 者 登 録 証 明 書

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者は、次のとおり砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号) 第 3 条の登録を受けていることを証明します。

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 印

登 録 番 号	広 島 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第7号 (第6条関係)

広島県収入証紙ち
ょう付欄

砂利採取業者登録証明書交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者
住所
氏名

[法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

印

次のとおり、砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号) 第 3 条の登録を受けていることを証明してください。

1 証明を求める事項

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日

2 交付部数 部

注 1 広島県収入証紙ちょう付欄には、交付部数に広島県証明事務手数料条例 (昭和 30 年広島県条例第 25 号) 第 2 条に定める金額を乗じた額に相当する額の広島県収入証紙をちょう付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。